

第3次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画

平成28年度ごみ処理基本計画

アクションプログラム

平成28年10月

1. 策定の趣旨

平成 28 年 10 月に平成 28 年度から平成 37 年度までの 10 年間を対象とする第 3 次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画（以下「ごみ処理基本計画」という。）を策定しました。

アクションプログラムは、ごみ処理基本計画に表した施策の計画的かつ着実な推進を図り焼却量の削減の取組みを行うために、各年度に重点的に取り組むべき項目を挙げ、具体の施策を定めるものです。

2. 基本理念及び基本方針

焼却施設の老朽化に伴い、ごみ焼却量を削減するとともに、新ごみ焼却施設を整備し、将来にわたり安定したごみ処理を行うことが求められています。そして、環境負荷の少ない「循環型社会」を形成するために、ごみ処理基本計画では、市民、事業者、行政が連携・協働して 3 R を推進し、焼却量や埋め立てによる最終処分量を限りなくゼロに近づける「ゼロ・ウェイストかまくら」の実現を基本理念としています。

基本理念：「ゼロ・ウェイストかまくら」 の実現を目指して

～モノを大切に して 心豊かな生活を～

基本方針
1

ごみの発生抑制を最優先とした 3 R の取組みの拡充

基本方針
2

ライフスタイルや事業活動の見直しを促す情報発信の推進

基本方針
3

適正かつ持続可能な廃棄物処理の推進

基本方針
4

市民サービスの向上や事業者の適正処理に向けた環境の整備

基本方針
5

市民、事業者、行政の連携・協働による取組みの活性化

基本方針
6

将来にわたる安定的な処理に向けたごみ処理施設の整備

3. 基本方針に基づく施策の展開

ごみ処理基本計画では6つの基本方針に基づいて施策を展開するとしています。施策の体系は次のとおりです。

基本方針
1

ごみの発生抑制を最優先とした3Rの取組みの拡充

施策と主な取組み		平成28年度の重点的取組み
施策1-1 リデュース（発生抑制）の推進	(1) 家庭における食品ロスの削減	○
	(2) 飲食店等における食品ロスの削減	○
	(3) 水切りの普及啓発	○
	(4) 家庭用生ごみ処理機等のさらなる普及	○
	(5) 事業所から排出される生ごみ資源化の促進	○
	(6) 生産、流通、販売工程における使い捨て物品や包装紙等の削減や製品等の耐久性の向上	
	(7) 事業系ごみ処理手数料の見直し及び家庭系ごみの有料化の継続	
施策1-2 リユース（再使用）の推進	(1) 不用品登録制度などのリユース制度の拡充	○
	(2) リサイクルショップ等の民間事業に関する情報提供	○
施策1-3 リサイクル（再生利用）の推進	(1) ごみと資源物の分別徹底	○
	(2) 新たな資源化の検討	○
	(3) 店舗等の店頭回収の促進	

基本方針
2

ライフスタイルや事業活動の見直しを促す情報発信の推進

施策と主な取組み		平成28年度の重点的取組み
施策2-1 市民に対する働きかけ	(1) ライフスタイルの見直しに向けた啓発	
	(2) 3Rの具体的な取組みについての分かりやすい情報提供	○
	(3) 多様なツールによる情報発信	○
	(4) 学校等における環境教育の推進	○
	(5) 地域での環境学習や3Rの取組み支援	
	(6) 不適正な排出に対する指導	○
施策2-2 事業者に対する働きかけ	(1) 3Rの具体的な取組みについての分かりやすい情報提供	○
	(2) 事業者・収集運搬業者に対する適正排出の指導	○

基本方針
3

適正かつ持続可能な廃棄物処理の推進

施策と主な取組み		平成28年度の重点的取組み
施策3 適正かつ持続可能な廃棄物処理の推進	(1) ごみ・資源物の適正処理の推進	○
	(2) 処理における環境負荷の低減	
	(3) 処理経費の削減に向けた検討	
	(4) 不法投棄、持ち去り対策の推進	

基本方針
4

市民サービスの向上や事業者の適正処理に向けた環境の整備

施策と主な取組み		平成28年度の重点的取組み
施策4-1 市民サービスの向上	(1) 家庭系ごみ戸別収集の検討	
	(2) 分別しやすい排出方法の検討	○
施策4-2 事業者の適正処理に向けた環境整備	(1) 小規模事業所を対象とした適正処理体制の検討	
	(2) かまくらエコアクション21の導入に向けたサポート	
	(3) 3Rに貢献している事業所等の地域での取組みのPR	

基本方針
5

市民、事業者、行政の連携・協働による取組みの活性化

施策と主な取組み		平成28年度の重点的取組み
施策5-1 市民、事業者、行政の連携・協働体制の整備と取組みの推進	(1) 3R推進に向けて、市民、事業者、行政が連携した取組みの推進	○
	(2) 廃棄物減量化等推進員や関係団体との協働	○
	(3) 市のごみ事情、計画の内容や取組み状況等に関する周知	
	(4) 滞在者に対する協力の呼びかけ	
施策5-2 事業所としての市の取組み	(1) かまくらエコアクション21の運用や市施設における3Rの取組み	
	(2) 再生品やグリーン購入対象品の購入、利用の推進	

基本方針
6

将来にわたる安定的な処理に向けたごみ処理施設の整備

施策と主な取組み		平成28年度の重点的取組み
施策6 将来にわたる安定的な処理に向けたごみ処理施設の整備	(1) 新ごみ焼却施設の整備	○
	(2) リサイクル施設等の処理施設のあり方の検討	

ごみ焼却量の推移（減量・資源化の施策を推進しなかった場合）

焼却量 (t/年)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
		32,833	32,787

減量・資源化策実施後のごみの焼却量の減量目標値

(単位:t)

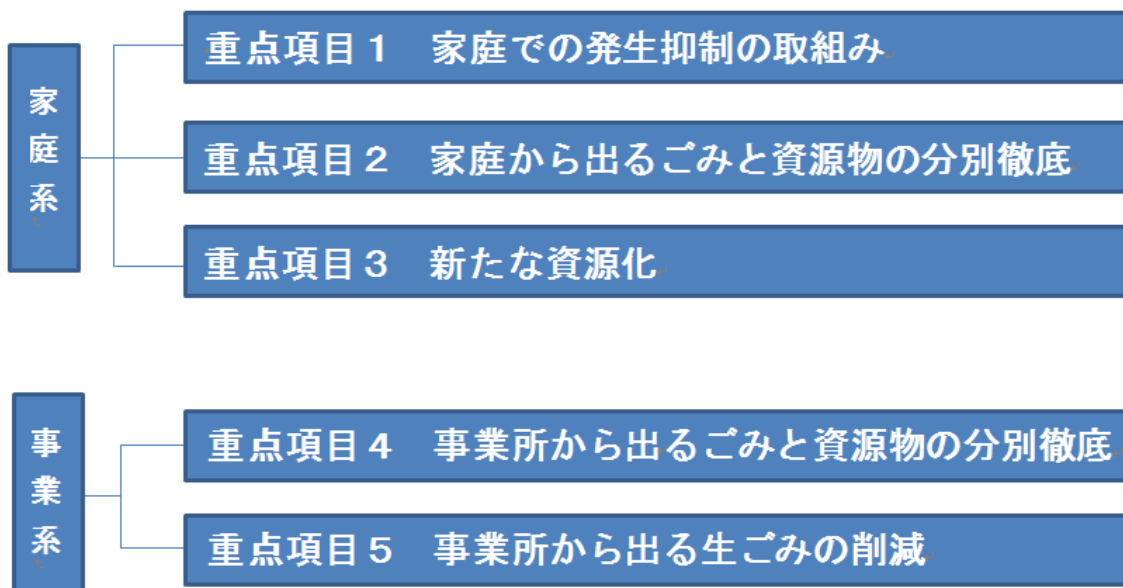
項目	年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	家庭系	分別徹底・食品ロスの削減	-212	-639
生ごみ処理機の普及				
製品プラスチック資源化(拡大)				
皮革製品等の資源化				
粗大・臨時ごみの資源化(木くずの拡大、残さ)				
事業系	資源物分別徹底による燃やすごみ減量	-348	-940	-1,385
	生ごみ資源化量(生ごみ処理機)			
	生ごみ資源化量(食品リサイクル)			
総計		-560	-1,579	-2,830

ごみ焼却量の推移（減量・資源化の施策を推進した場合）

焼却量 (t/年)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
		32,273	31,208

4. 平成 28 年度の重点的な取組み

基本方針に基づく施策と主な取組みのうち、平成 28 年度は次の 5 項目を重点項目に挙げ進行管理を行います。



重点項目 1

家庭での発生抑制の取組み

3Rの取組みのうち家庭におけるごみの発生そのものを減らすリデュース（発生抑制）の取組みを拡充していきます。

まず、自治・町内会を対象とした説明会やスーパーの店頭キャンペーン、また、広報かまくら「こちら環境通信局！」やごみ減量通信などを通じて、リデュース（発生抑制）やリユース（再使用）について、家庭・地域に向けた啓発を行います。

特にマイバッグの使用、使い捨て製品の使用を控えることなどの啓発を行うとともに、自治・町内会主催の祭りなどのイベントでの飲食では繰り返し使えるリユース食器の活用について、市の助成制度を紹介しながら促します。

手つかず食品や食べ残し等の減量を図るため、食材の使い切りや保存方法、食べ切りに関し、パンフレットを配布し、食品ロスの削減を図ります。

生ごみの減量については、生ごみの約8割が水分であることから、水切りの効果や具体的な方法を普及啓発することにより、水切りについての呼びかけを継続します。

次に、生ごみ処理機のさらなる普及拡大を目指すため、市の助成制度や市役所窓口での直接販売を継続し、ライフスタイルに合った使用方法や販売価格に関する情報提供を行います。

今年度は特に、生ごみ処理機購入後の継続使用支援策として、助成制度及び直接販売制度の購入者を対象に、電話連絡により使用状況の確認を行うとともに、必要に応じて利用のコツなどを情報提供しアフターフォローを進めます。

また、初めての方でも取り組みやすいことを周知するため、生ごみ処理機の使用について利用者同士が情報交換しながら普及させた地域の事例や工夫を凝らした使い方の事例などを自治・町内会の説明会や広報などを通じて紹介します。利用の過程で生じる個々の問題を解決しやすい環境づくりをすすめるなど、きめ細かな支援を行います。

その他の取組みとして、小中学校等における環境教育を引き続き実施し、子ども達から家庭や地域におけるごみの減量を働きかけられるよう行動力を育みます。

不要となった家具等のリユースをすすめるため、不用品登録制度（リユースネット）の利用者拡大に向けて、市内掲示板へポスターを掲示し、独自のホームページを設けている自治・町内会には、「リユースネットかまくら」のリンクを貼ってもらうよう依頼します。

アクション	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
○ 自治・町内会説明会	←-----→											
○ イベント等での啓発	←-----→											
○ 広報等による啓発	←-----→											
○ リユース食器の普及	←-----→											
○ 食品ロスについてパンフレットの配布や説明会などでの啓発	←-----→											
○ 水切りの啓発	←-----→											
○ 家庭用生ごみ処理機の普及(購入費助成制度・直接販売制度)	←-----→											
○ 家庭用生ごみ処理機の展示と説明	←-----→											
○ 家庭用生ごみ処理機の使用支援	←-----→						←-----→					
○ 小中学校等における環境教育の実施	←-----→											
○ 不用品登録制度の普及	←-----→											

【ごみ処理基本計画の施策番号】

- ・ 施策 1-1-(1) 家庭における食品ロスの削減
- ・ 施策 1-1-(3) 水切りの普及啓発
- ・ 施策 1-1-(4) 家庭用生ごみ処理機等のさらなる普及
- ・ 施策 1-2-(1) 不用品登録制度などのリユース制度の拡充
- ・ 施策 2-1-(2) 3Rの具体的な取組みについての分かりやすい情報提供
- ・ 施策 2-1-(3) 多様なツールによる情報発信
- ・ 施策 2-1-(4) 学校等における環境教育の推進

ごみ処理基本計画では、家庭系ごみの分別徹底・食品ロスの削減により、平成 37 年度までに家庭系ごみの資源物混入率約 12.8%のうち 10%を削減、食品の未開封残さ混入率 1.8%を半減するとしています。

また、家庭用生ごみ処理機の普及台数は、平成 28 及び 29 年度は 1,000 台/年、平成 30 年度以降は 850 台/年を目指しています。

重点項目 2

家庭から出るごみと資源物の分別徹底

家庭から出る燃やすごみの中における資源物の混入率は、有料化実施前に 26% だったものが、実施後に約 13% まで減少していますが、依然としてまだ資源化できる資源物の混入が見られることから、ごみと資源物のさらなる分別徹底を図ります。

特に資源物混入率が高いごみはワンルームなどの賃貸住宅居住者に多く見られるため、アパートの管理会社や周辺の地域住民と連携し、分別や排出方法の周知を重点的に行うとともに、転入者に対しては、ごみ減量対策課や支所の窓口における分別や排出方法の説明を引き続き行います。

更に、不適正排出に対しては、公平性を担保するために、必要に応じて不適正排出物の内容を調査し、分別徹底の訪問指導を行う制度について、今年度中に、他市の状況を参考に、調査を実施するための環境整備を図ります。

自治・町内会を対象とした説明会等においても分別や排出方法についての説明を引き続き行います。

アクション	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
○ 資源物の混入率が高い地区への周知							検討						
○ 不適正排出物の内容調査制度の検討	検討			×			制度構築						

【ごみ処理基本計画の施策番号】

- ・ 施策 2-1-(6) 不適正な排出に対する指導

重点項目 3

新たな資源化

平成 23 年度から竹・笹・シュロ類を、平成 24 年度から布団、畳及び木質廃材を、平成 27 年 1 月 15 日から製品プラスチック（容器包装プラスチック及びペットボトルを除く）の資源化を開始するなど、ごみ焼却量を削減するため、順次資源化品目の拡大を実施してきました。

さらなる焼却量の削減と資源の有効利用を促進するため、処理コストを考慮しながら、資源化品目をさらに拡大します。

製品プラスチックは、現在、P P、P E の単一素材に限定していることから、市民から分別の仕方が分からないとの指摘を受けるとともに、資源化量が少ないのが現状です。このため、容器包装プラスチックと製品プラスチック以外の現在燃やしているプラスチックについても、容器包装リサイクル協会などの資源化の手法を参考にしながら、プラスチック類の資源化の拡大と分かりやすい分別について検討します。

木製粗大ごみについてはチップ化等により資源化していますが、現在、焼却しているプラスチック製の粗大ごみについても R P F 化・熔融固化処理等の手法により資源化することを検討します。

現在、焼却している布製品以外の衣類等のうち、皮革・羽毛・綿製品について、有価性の高い品目を売却することを検討します。

また、植木剪定材・不燃ごみ・容器包装プラスチック・ペットボトルの資源化をするにあたり不要となった収集用ビニール袋等の残渣を、これまでの焼却処理から R P F 化・熔融固化処理等の手法により資源化することを検討します。（植木剪定材・不燃ごみの袋残渣については平成 28 年 5 月から実施中）。

アクション	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
○ 製品プラスチック品目拡大の検討							検討						
○ 粗大ごみ、臨時ごみ資源化（木屑、残渣）の検討							検討						
○ 皮革製品等の資源化の検討							検討						
○ ビニール袋残渣等資源化	検討	×							一部実施・その他検討継続				

【ごみ処理基本計画の施策番号】

- ・ 施策 1-3-(2) 新たな資源化の検討
- ・ 施策 4-1-(2) 分別しやすい排出方法の検討

ごみ処理基本計画では、燃やすごみのうち 3.4%の混入率で製品プラスチック対象外のプラスチック類の約 5 割を平成 30 年度から資源化するとしています。

また、燃やすごみの 1.2%の皮革と 1.7%の羽毛・綿製品のうち約 1 割を布類として資源化するとしています。

その他、プラスチックや金属を多く含む粗大ごみのうち約 15%を平成 29 年 10 月から資源化し、植木剪定材等の収集用ビニール袋残さは平成 28 年度から資源化するとしています。

重点項目 4

事業所から出るごみと資源物の分別徹底

事業系ごみについては、市が収集するのではなく、民間の許可業者等と収集の契約をしており、細かな分別区分は排出事業者の契約先により異なる場合があります。排出事業者に分別や排出方法の情報が行き届いていないという実態を踏まえ、市が作成した分別マニュアルや、業種別にごみ減量の取組み事例を紹介したチラシなどにより、情報提供を行い、適正処理を促します。

また、今年度から、専任の職員が排出事業者を戸別訪問し、分別の仕方や排出方法を現地で確認するとともに、許可業者とも連携を図りながら、分別の悪い排出事業者に対しては、繰り返し適正排出の指導を行います。特に多量排出事業者（45社）に対しては提出される減量化及び資源化計画書を基に指導を行い、分別の徹底やごみの減量化を図ります。

さらに、準多量排出事業者（137社）に対しても同様に指導を行い、分別の徹底を図ります。

アクション	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
○ 事業所への分かりやすい3Rの取組みの情報提供		準備										
○ 事業系専任チームによる事業者訪問指導		準備						実施				
○ ピット前調査の実施と分別指導												
○ 許可業者への周知												

【ごみ処理基本計画の施策番号】

- ・ 施策 2-2-(1) 3Rの具体的な取組みについての分かりやすい情報提供
- ・ 施策 2-2-(2) 事業者・収集運搬業者に対する適正排出の指導

ごみ処理基本計画では、事業系燃やすごみのうち24.1%程度の混入率である資源物や産業廃棄物を平成37年度までに3割削減するとしています。

重点項目 5

事業所から出る生ごみの削減

事業所から排出される生ごみの資源化を促進するため、多量排出事業者を中心に、食品リサイクル法に基づく登録再生利用事業者の情報提供を積極的に行い、生ごみ資源化の促進を図ります。

特に、魚のあらを排出する事業者に対しては、資源化の取り組み事例を紹介して生ごみの資源化を促進します。

平成 28 年 7 月 29 日に締結した鎌倉市、逗子市、葉山町の 2 市 1 町のごみ処理の広域連携の覚書では、生ごみの減量・資源化を共通の課題としており、中でも県内に登録再生利用事業者が少なく、事業系生ごみの資源化が進まないことについては、対応策を連携して検討していくこととしています。

また、事業系生ごみ処理機については、平成 26 年 8 月より事業者向けの設置費等に対する助成制度を創設していますが、対象を拡大し、大型だけではなく小型の機器等も助成対象とするよう見直します。

本市は観光地であり、事業所の中で飲食店が 15.1%と最も高い割合を占め、生ごみが多く排出されていることから、飲食業者と連携し、外食時における食べきりの呼びかけや少量メニューの導入などにより、食品ロスの削減を進めます。滞在者に対しては、食品ロス削減への協力を呼び掛ける情報発信等を行います。

食品の製造、販売をする事業者に対しては、フードバンクの活用を始めとした、食品ロスの削減について呼びかけます。

アクション	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
○ 多量排出事業者の抽出	←→											
○ 「減量化及び資源化計画書」の提出	←→											
○ 多量排出事業者への訪問調査、生ごみ資源化の啓発				←→								
○ 食品リサイクル法に基づく生ごみ資源化施設への搬入促進	←→											
○ 魚のあら資源化方法の周知			検討			×			実施			
○ 大型生ごみ処理機設置助成制度の運用	←→											
○ 小型の生ごみ処理機助成対象化への見直し	←→											
○ 飲食店への食べ切りメニュー等の啓発	←→											
○ 滞在者に対する食品ロスの削減の啓発	←→											
○ フードバンクの活用	←→											

【ごみ処理基本計画の施策番号】

- ・ 施策 1-1-(2) 飲食店等における食品ロスの削減
- ・ 施策 1-1-(5) 事業所から排出される生ごみ資源化の促進
- ・ 施策 2-2-(2) 事業者・収集運搬業者に対する適正排出の指導
- ・ 施策 5-1-(4) 滞在者に対する協力の呼びかけ

ごみ処理基本計画では、事業系燃やすごみのうち約 44.8%の混入率である生ごみを平成 37 年度までに 10%削減するとしています。